



## 第5章 生物多様性の保全及び持続可能な利用

### 第1節 生物多様性の現状

2010年(平成22年)は、2002年(平成14年)の**生物多様性条約第6回締約国会議(COP6)**で合意された「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」

という、いわゆる**2010年目標**の目標年に当たります。ここでは、世界と日本の2010年目標の達成状況を中心に見ていきます。

#### 1 地球の生物多様性の現状

2010年(平成22年)5月に生物多様性条約事務局が公表した「**地球規模生物多様性概況第3版(GBO3)**」では、2010年目標のために設定された21の個別目標のうち、多くの目標において一定の前進が見られるものの、地球規模で達成されたものは一つもないことから、2010年目標は地球規模では達成されていないと結論付けました(図5-1-1)。

GBO3の主な評価結果は以下のとおりとなっています。

- 生態系、種、遺伝子という3つのレベルのすべてにおいて、生物多様性の損失が継続している。
- 絶滅のおそれがある種の状況は、多くがより絶滅に近づいている。両生類が最も危機的で、サンゴは最も急速に状況が悪化しており、植物は全体の4分の1の種に絶滅のおそれがある。
- 個体群の調査が行われた脊椎動物の個体数は1970年から2006年の間に平均で3分の1ほどが失われ、地球全体でその減少が継続している。特に熱帯地域と淡水域の生物種に深刻な減少がみられる。

- 熱帯林とマングローブ林の損失速度が低下するという大きな進展がみられた地域があったものの、世界の大半の自然生息地は規模も完全性も低下し続けている。湿地、海氷域、サンゴ礁、藻場などはいずれも深刻な状況にある。
- 森林や河川は広範囲にわたって生態系の分断と劣化によって生物多様性と生態系サービスの損失が引き起こされている。
- 人の手によって多様化し、維持されてきた農作物や家畜の多様性も、現在急速に減少を続けている。
- 生物多様性の損失に直接つながる5つの主要な圧力(生息地の損失と劣化、過剰利用と非持続可能な利用、過剰な栄養素の蓄積等による汚染、侵略的**外来種**、気候変動)の強さは、変化していないか、あるいは増加している。
- 人類のエコロジカル・フットプリントは、地球の収容力を超えており、2010年目標が合意された時点からさらに増加している。

#### 2 わが国の生物多様性の現状

平成22年5月に環境省が公表した「生物多様性総合評価」では、2010年目標のために設定された21の個別目標のうち15の個別目標についてわが国の達成状況の評価を行いました。このうち達成できたのはわずかに2つであり、残りの10は達成が不十分であり、3つは達成できなかったと評価されました(図5-1-2)。これらの点を踏まえ、わが国の生物多様性の状況は、部分的には改善しているものの、全体としての生物多様性の損失の傾向は止まっていない状況にあると結論付けられました。

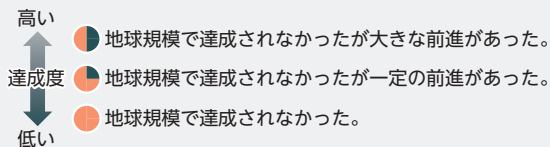
生物多様性総合評価の主な結論は以下のとおりとなっています。

- 人間活動に伴うわが国の生物多様性の損失はすべての生態系に及んでおり、全体的に見れば損失は今も続いている。
- 特に、陸水、沿岸・海洋、島嶼生態系における損失が大きく、現在も損失が続く傾向にある。
- 損失の要因としては、「第1の危機(開発・改変、直接的利用、水質汚濁)」による影響が最も大きいですが、現在、新たな損失が生じる速度はやや緩和されている。



図5-1-1 生物多様性条約2010年目標の世界の達成状況

個別目標	状況	説明
<b>Goal1 生態系、生息・生育地、生物群系の生物多様性の保全を促進する</b>		
1.1: 少なくとも世界の各エコリージョンの10%を効果的に保全		陸域のエコリージョンの半分以上が目標を達成したが、一部の保護地域は管理が不十分。海洋及び陸水域の保護地域は増加傾向にあるものの不十分。
1.2: 生物多様性にとって特に重要性の高い地域を保護		鳥類保全に重要であるか、絶滅危惧種の最後の残存個体群を擁する土地の保護は増加。
<b>Goal2 種の多様性の保全を促進する</b>		
2.1: 特定の分類群における種の個体数の減少の回復、維持、又は軽減		多くの種で個体数や分布域の減少が続いているが、対象種の回復にはある程度の成果がみられる。
2.2: 絶滅危惧種の現状の改善		概して絶滅の危険性が増しているが、いくつかの種では絶滅のおそれが低下。
<b>Goal3 遺伝的多様性の保全を促進する</b>		
3.1: 農作物、家畜、野生生物、その他の有用種の遺伝的多様性の保全と先住民や地元知識の維持		作物の遺伝的多様性の域外保全は進展。他方で、農業システムの単純化は進行。域内遺伝資源及び伝統的知識は一部保護されているが、全体としては減少が継続。
<b>Goal4 持続可能な利用及び消費を促進する</b>		
4.1: 持続的に管理された供給源からの製品の産出、生物多様性を保全する手法で管理された生産地域		森林や水産業で若干の進展。地球規模で見ると持続可能な利用の規模は小さい。
4.2: 生物資源の非持続的な消費、あるいは生物多様性に与える消費の減少		非持続可能な消費は増加。引き続き生物多様性の損失の主要な要因の1つ。
4.3: 国際取引により絶滅の危機にさらされる野生の動植物種がゼロになる		野生動植物種は国際取引により引き続き減少。ワシントン条約の実施により一部で達成。
<b>Goal5 生息・生育地の喪失、土地利用の変化及び劣化、非持続的な水利用による圧力が軽減される</b>		
5.1: 自然生息・生育地の喪失と劣化の速度が減少		一部地域で達成されたものの、脆弱な生物多様性を有する地域は引き続き減少。
<b>Goal6 侵略的外来種からの脅威を制御する</b>		
6.1: 侵略的外来種となる可能性の高い生物種の移入経路の制御		輸送・交通・貿易・観光の拡大により侵略的外来種の侵入は増加しているが、植物保護やバラスト水に関する取組により新たな侵入リスクの低下が期待される。
6.2: 生態系、生息・生育地、種の脅威となる主要な侵略的外来種に対する管理計画の整備		管理計画は一部存在するが、効果的な管理事業を実施している国は少ない。
<b>Goal7 気候変動及び汚染を原因とする生物多様性の課題に取り組む</b>		
7.1: 気候変動に適應するため、生物多様性の構成要素の回復力の維持・強化		生物多様性の回復力を向上させるような措置はほとんど取られなかった。しかし、生態的回廊(コリドー)の設定が、種の移動と新たな気候への適應を促す可能性がある。
7.2: 汚染と汚染が生物多様性に与える影響の軽減		汚染の影響を低減する措置がとられ、劣化が深刻ないくつかの生態系が改善。他方で、手つかずの地域の劣化が進んでいる。窒素集積が大きな脅威となっている。
<b>Goal8 財とサービスを提供し、暮らしを支える生態系の能力を維持する</b>		
8.1: 財やサービスを提供する能力の維持		生態系への圧力が継続し、増大しているが、生態系サービスの継続的な供給を確保する取組が行われている。
8.2: 特に貧困層の持続可能な生活、地元の食糧安全保障等を支える生物資源の維持		魚類、哺乳類、鳥類、両生類や薬用植物等の生物資源は減少しており、貧困層が特に影響を受けている。
<b>Goal9 先住民や地域社会の社会的文化的な多様性を維持する</b>		
9.1: 伝統的な知識、工夫、慣行の保護		一部で行われている保護のための取組にもかかわらず、伝統的知識や権利の長期的な減少傾向が続いている。
9.2: 利益配分を受ける権利を含む、伝統的な知識、工夫、慣行に対する先住民や地域社会の権利の保護		共同管理システムや地域社会に根差した保護地域の設立が増加している。
<b>Goal10 遺伝資源の利用により生じる利益の公正かつ衡平な配分を保証する</b>		
10.1: すべての遺伝子資源へのアクセスが生物多様性条約や植物遺伝資源条約等に合致		条約に基づく資源移転の契約数が増加している。
10.2: 遺伝資源の商業的利用から生じる利益の資源提供国への公正な配分		資源提供国に利益が配分された例は少ない。
<b>Goal11 締約国は、本条約履行のための財政的、人的、科学的、技術的、技術工学的な能力を向上させている</b>		
11.1: 開発途上締約国への新たな追加的資金の移転		資金は依然不足しているが、生物多様性に関するODAは若干増加。
11.2: 開発途上締約国への技術移転		いくつかの途上国では技術移転の仕組みやプログラムが整備されている。



出典: 生物多様性条約事務局「地球規模生物多様性概況第3版 (GBO3)」

図5-1-2 生物多様性条約2010年目標の日本の達成状況

個別目標	指標	わが国における評価	
		目標の達成度	2000年代の傾向
<b>Goal1</b> 生態系、生息・生育地、生物群系の生物多様性の保全を促進する			
1.1：少なくとも世界の各エコリージョンの10%を効果的に保全	保護地域の面積 保護地域の効率的な管理	△	↗
1.2：生物多様性にとって特に重要性の高い地域を保護	保護地域と生物多様性の重なり	△	↗
<b>Goal2</b> 種の多様性の保全を促進する			
2.1：特定の分類群における種の個体数の減少の回復、維持、又は軽減	森林性鳥類の生きている地球指数（LPI） シギ・チドリ類個体数 その他の分類群の分布や個体数（注1）	△	↑ ↓
2.2：絶滅危惧種の現状の改善	維管束植物の過去の絶滅頻度（注1） 絶滅危惧種の減少要因（注1）	△	↑ ↓
<b>Goal3</b> 遺伝的多様性の保全を促進する			
3.1：農作物、家畜、野生生物、その他の有用種の遺伝的多様性の保全と先住民や地元の知識の維持	陸域の家畜種の遺伝的多様性	×	↑ ↓
<b>Goal4</b> 持続可能な利用及び消費を促進する			
4.1：持続的に管理された供給源からの製品の産出、生物多様性を保全する手法で管理された生産地域	持続可能な管理が行われている認証を受けた森林の面積	×	↗
4.2：生物資源の非持続的な消費、あるいは生物多様性に影響を与える消費の減少	生物学的許容漁獲量及び関連する概念 エコロジカルフットプリント及び関連する概念	△	↘
4.3：国際取引により絶滅の危機にさらされる野生の動植物種がゼロになる	なし（注2）	—	—
<b>Goal5</b> 生息・生育地の喪失、土地利用の変化及び劣化、非持続的な水利用による圧力が軽減される			
5.1：自然生息・生育地の喪失と劣化の速度が減少	森林面積の変化 干潟面積の変化（注1） サンゴ群集面積・被度の変化 藻場面積の変化	○	↑ ↓
<b>Goal6</b> 侵略的外来種からの脅威を制御する			
6.1：侵略的外来種となる可能性の高い生物種の移入経路の制御	侵略的外来種	△	↗
6.2：生態系、生息・生育地、種の脅威となる主要な侵略的外来種に対する管理計画の整備	侵略的外来種の防除（注1）	△	↗
<b>Goal7</b> 気候変動及び汚染を原因とする生物多様性の課題に取り組む			
7.1：気候変動に適應するため、生物多様性の構成要素の回復力の維持・強化	なし（注2）	×	—
7.2：汚染と汚染が生物多様性に与える影響の軽減	主要汚染物質の検出割合（魚類）（注1） 窒素集積	○	↑ ↓
<b>Goal8</b> 財とサービスを提供し、暮らしを支える生態系の能力を維持する			
8.1：財やサービスを供給する能力の維持	海洋食物連鎖指数 水質 河川の分断化 森林の分断化 森林蓄積量（注1）	△	↑ ↓
8.2：特に貧困層の持続可能な生活、地元の食糧安全保障等を支える生物資源の維持	なし（注2）	—	—
<b>Goal9</b> 先住民や地域社会の社会的文化的な多様性を維持する			
9.1：伝統的な知識、工夫、慣行の保護	なし（注2）	—	—
9.2：利益配分を受ける権利を含む、伝統的な知識、工夫、慣行に対する先住民や地域社会の権利の保護	なし（注2）	—	—
<b>Goal10</b> 遺伝資源の利用により生じる利益の公正かつ衡平な配分を保証する			
10.1：すべての遺伝子資源へのアクセスが生物多様性条約や植物遺伝資源条約等に合致	なし（注2）	—	—
10.2：遺伝資源の商業的利用から生じる利益の資源提供国への公正な配分	なし（注2）	—	—
<b>Goal11</b> 締約国は、本条約履行のための財政的、人的、科学的、技術的、技術工学的な能力を向上させている			
11.1：開発途上締約国への新たな追加的資金の移転	生物多様性分野の政府開発援助（ODA）	△	↑ ↓
11.2：開発途上締約国への技術移転	生物多様性分野の技術協力	△	↗

目標の達成度：○「達成されている」、△「達成は不完全である」、×「達成されていない」

傾向：↗「生物多様性にとってプラス」、↘「生物多様性にとってマイナス」、↑↓「明確な傾向がない」

注1：わが国における生物多様性の状況、その保全や利用の状況、関係するデータの蓄積状況などを踏まえ、2010年目標が提示した指標に代えて、又はそれに追加して設定した指標。

注2：社会経済的視点からの十分な分析が必要であったり、評価のために必要なデータが不足していたりするために、今回は指標の設定を見送り、今後の課題としたもの。

出典：環境省生物多様性総合評価検討委員会「生物多様性総合評価」



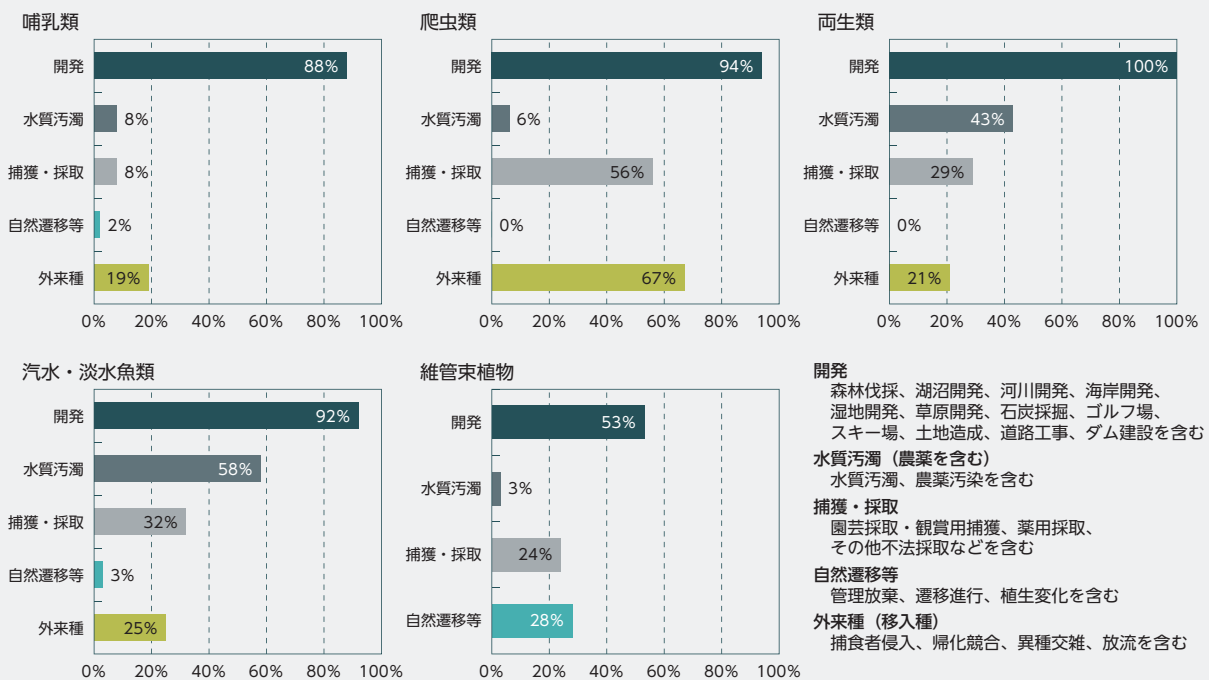
る(図5-1-3)。「第2の危機(里地里山等の利用・管理の縮小)」は、現在もなお増大している。「第3の危機(外来種、化学物質)」のうち、特に外来種による影響が顕著である(図5-1-4)。「地球温暖化の危機」は、特に一部の脆弱な生態系で影響が懸念されている。これらの危機に対してさまざまな対策が進められ、一定の効果を上げてきたと考えられるが、間接的な要因として作用しているわが国の社会経済の大きな変化の前には、必ずしも十分といえる効果を発揮できていない。

○現在、我々が享受している物質的に豊かで便利な国民生活は、過去50年の国内の生物多様性の損失と

国外からの生態系サービスの供給の上に成り立ってきた。2010年以降も、過去の開発・改変による影響が継続すること(第1の危機)、里地里山などの利用・管理の縮小が深刻さを増していくこと(第2の危機)、一部の外来種の定着・拡大が進むこと(第3の危機)、気温の上昇等が一層進むこと(地球温暖化の危機)などが、さらなる損失を生じさせると予想され、間接的な要因も考慮した対応が求められる。そのためには地域レベルの合意形成が重要である。

○陸水、島嶼、沿岸生態系における生物多様性の損失の一部は、今後、不可逆的な変化を起こすなど、重大な損失に発展するおそれがある。

図5-1-3 絶滅危惧種の減少要因



注：絶滅危惧種の全種数のうち、「開発」、「水質汚濁」、「採取・捕獲」、「自然遷移」、「外来種」が減少要因として挙げられている種の割合(1種に対して複数の要因が挙げられているため合計は100%とはならない)

出典：環境省生物多様性総合評価検討委員会「生物多様性総合評価」

図5-1-4 侵略的外来種の分布の拡大



## 第2節 生物多様性を社会に浸透させる取組（生物多様性の主流化）

### 1 普及広報と国民参画

#### (1) 生物多様性の普及広報

生物多様性の恵みを将来世代にわたって享受できる自然と共生する社会を実現していくためには、私たちの日常生活や社会経済活動の中に生物多様性への配慮が組み込まれる必要があります。国民の「生物多様性」という言葉の認知度は、平成21年6月の内閣府世論調査では約36%で、16年の環境省調査から約6ポイント増加したものの、依然として低い状況となっています。

このため、平成20年度に決定した生物多様性のコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」や、国民一人ひとりが生物多様性に取り組む際のヒントとなる「国民の行動リスト」をさまざまな機会ですべて普及広報しました。また、著名人による広報組織「地球いきもの応援団」は、多様な主体が主催するイベン

トに出演し、生物多様性の大切さを伝えたり、具体的な行動を促したりする取組にご協力いただきました。さらに、平成22年3月に日本人女性アーティストのMISIAさんが国連から「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）名誉大使」に任命されたことを受け、その活動支援を通じて、COP10と生物多様性に関する理解増進を図りました。また、エコプロダクツ2010（東京都）、メッセナゴヤ2010（名古屋市）などの環境総合展示会に参加し、生物多様性に配慮した事業活動や生物多様性の重要性などについて普及啓発を行いました。

毎年5月22日は、国連が定めた「国際生物多様性の日」です。国連の生物多様性条約事務局では、2008年（平成20年）から国際生物多様性の日の午前10時に、世界各地の青少年による学校の敷地等への植樹を呼びかけ

## 写真5-2-1 エコプロダクツ2010



写真：環境省

ており、地球上を東から西へ植樹された樹木が波のように広がっていく様子を、「グリーンウェイブ」と呼んでいます。環境省、農林水産省及び国土交通省では、「グリーンウェイブ2010」として、この活動への参加を広く呼びかけ、全国で約1,600団体、111,000人が参加しました。また、国際生物多様性の日を記念する行事の開催を幅広く促すとともに、関連団体と連携し、植樹イベント等の記念事業を実施しました。

2010年(平成22年)は国連が定めた「国際生物多様性年」に当たり、多様な主体からなる国家的な組織を設置し、国際年を記念するための行事を開催することが、国連により奨励されています。このため、22年1月に「**国際生物多様性年国内委員会**」を設置し、キックオフイベントをはじめとした記念行事を開催しました。

## (2) 地方公共団体、企業、NGOなど多様な主体の参画と連携

都道府県及び市町村が、**生物多様性基本法**に基づく「生物多様性地域戦略」を定める際に参考となる基本的情報を示した「生物多様性地域戦略策定の手引き」を作成しました。また、平成22年度には全国7か所で策定を後押しする説明会を実施しました。生物多様性地域戦略は、平成23年3月末現在、北海道、栃木県、埼玉県、千葉県、愛知県、滋賀県、兵庫県、長崎県、熊本県、大分県、さいたま市、流山市、高山市、名古屋市、神戸市、北九州市で策定されており、多くの地方公共団体で策定に向けた検討が進められています。

## 2 自然とのふれあい

### (1) 自然とのふれあい活動

「みどりの月間」(4月15日～5月14日)、「自然に親しむ運動」(7月21日～8月20日)、「全国・自然歩道を歩こう月間」(10月)等を通じて、自然観察会等自然とふれあうための各種活動を実施しました。また、平成22年11月に「平成22年度自然公園ふれあい全国大会」を

国内外の自治体が生物多様性に関する取組について情報交換し、今後の活動推進を図るため、愛知県及び名古屋市等の主催で「生物多様性国際自治体会議」がCOP10期間中に開催され、その成果はCOP10閣僚級会合で報告されました。

企業をはじめとする幅広い分野の事業者が、生物多様性に配慮した事業活動を自主的に行う際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」について、各種セミナーやイベント等で普及広報を行いました。

生物多様性の保全及び持続可能な利用等、**生物多様性条約**の実施に関する民間の参画を推進するため、経済界を中心とした自発的なプログラムとして設立された「生物多様性民間参画イニシアティブ」の取組に協力しました。

世界の青年の交流と生物多様性に関する意識の向上等を目指し、COP10の関連会議として「生物多様性国際ユース会議in愛知2010」を開催しました。世界中から66か国の青年100名が会議に参加し、本会議の成果をCOP10の場において発表しました。

地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、平成22年度から「地域生物多様性保全推進事業」を開始し、全国20か所の取組の支援を行いました。また、平成20年度から開始した「生物多様性保全推進支援事業」については、全国25か所の取組の支援を行いました。

2010年(平成22年)12月に、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性保全活動促進法)」が制定されました。同法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省共管であり、地域の生物多様性を保全するため、市町村やNPO、地域住民、企業など多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進しようとするものです。2011年(平成23年)1月には、同法に基づく基本方針の検討に着手し、生物多様性保全活動の促進に関する検討会や、全国9か所(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、高松、熊本、那覇)での意見交換会を開催しました。

**ナショナル・トラスト活動**については、その一層の促進のため、引き続き税制優遇措置、普及啓発等を実施しました。

霧島屋久国立公園(鹿児島県域内)において開催しました。

国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図りました。また、パークボランティアの養成や活動に対する支援を実施しました。

自然体験プログラムの開発や子どもたちに自然保護

官の業務を体験してもらうなど、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しました。

国立公園のビジターセンターなど全国84か所において、自然体験プログラムなどの体験を通して生物多様性の大切さを学び、理解を深める「全国自然いきものめぐりスタンプラリー」を実施しました。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林とのふれあいを楽しみながら理解を深める「森林ふれあい推進事業」等を実施しました。また、学校等による体験・学習活動の場である「遊々の森」や、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」の設定・活用を推進しました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

## (2) エコツーリズム

グリーン・ツーリズムとの連携など地域の創意工夫を生かした**エコツーリズム**を通じた地域活性化支援、エコツーリズムによる資源利用の適正化、エコツーリズムの実態調査・解析・伝播事業を行いました。また、各地の全体構想の認定や地元協議会への参画・助言等、**エコツーリズム推進法**（平成19年法律第105号）に基づき取り組む地域への支援等を総合的に実施しました。

## (3) 自然とのふれあいの場の提供

### ア 国立・国定公園などにおける取組

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業を環境省の直轄事業とし、利用拠点である集団施設地区における直轄施設の**温室効果ガス**排出削減やユニバーサルデザイン化と外国人旅行者のための標識等表示の多言語化、利用者が集中する地域における生態系への影響の軽減、適正かつ質の高い利用の推進のための施設等を重点的に整備しました。国定公園及び長距離自然歩道については、36都道府県に自然環境整備交付金を交付し、その整備を支援しました。長距離自然歩道の計画総延長は約26,000kmに及んでおり、平成21年には約6,300万人が長距離自然歩道を利用しました。

### イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備に対し助成しました。また、森林環境教育、林業体験学習の場となる

森林・施設の整備等を推進しました。さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図りました。国有林野においては、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林及び施設の整備等を行いました。また、国有林野を活用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施しました。

## (4) 都市と農山漁村の交流

全国の小学校において農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動の実施を目指す「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、子どもの豊かな心を育むとともに、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図るため、新たに全国で25地域の受入モデル地域を指定しました。

都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、地域資源を活用した交流拠点の整備、都市と農村の多様な主体が参加した取組等を総合的に推進し、グリーン・ツーリズムの普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する理解の増進を図りました。

## (5) 温泉の保護及び安全・適正利用

### ア 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を図ることを目的とした**温泉法**（昭和23年法律第125号）に基づき、温泉の掘削・採取、浴用又は飲用利用等を行う場合には、都道府県知事や保健所設置市長等の許可等を受ける必要があります。平成21年度には、温泉掘削許可232件、増掘許可26件、動力装置許可272件、採取許可1,012件、濃度確認1,389件、浴用又は飲用許可2,496件が行われました。

温泉法の適正な施行を図るため、温泉の保護対策や温泉成分の分析方法等に関する調査・検討を実施しました。

### イ 国民保養温泉地

国民保養温泉地は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき指定された地域であり、平成23年3月末現在、91か所が指定されています。



### 3 教育・学習

第6章第7節1を参照。

## 第3節 地域における人と自然の関係を再構築する取組

### 1 絶滅のおそれのある種の保存

#### (1) レッドリスト

野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境省では、**レッドリスト**（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表するとともに、これを基にした**レッドデータブック**（レッドリスト掲載種の生息・生育状況等を解説した資料）を刊行しています。

レッドリストについては、平成19年8月までに、第2次見直しを終了し、絶滅のおそれのある種は3,155種となっています（表5-3-1）。20年度から24年度にかけて、第3次見直しを実施しています。

#### (2) 希少野生動植物種の保存

**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律**（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種にマルコガタノゲンゴロウ、フチトリゲンゴロウ、シャープゲンゴロウモドキ、ヨナグニマルバネクワガタ、ヒョウモンモドキの昆虫5種を追加し、国内希少野生動植物は、哺乳類5種、鳥類38種、爬虫類1種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類15種、植物23種の87種となりました（写真5-3-1）。また、平成22年11月にはオガサワラオオコウモリの保護増殖事業計画を新たに策定し、合わせて48種について、生息地の整備や個体の繁殖等の保護増殖事

表5-3-1 日本の絶滅のおそれのある野生生物の種数

分類群	評価対象種数 (a)	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種 (b)			準絶滅危惧	情報不足	絶滅のおそれのある種の割合 (b/a)	
				絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類				
				ⅠA類	ⅠB類					
動物	哺乳類	180	4	0	15	20	7	18	9	23%
	鳥類	約700	13	1	21	32	39	18	17	13%
	爬虫類	98	0	0	3	10	18	17	5	32%
	両生類	62	0	0	1	9	11	14	1	34%
	汽水・淡水魚類	約400	4	0	61	48	35	26	39	36%
	昆虫類	約30,000	3	0		110	129	200	122	1%
	貝類	約1,100	22	0		163	214	275	73	34%
	その他無脊椎動物	約4,200	0	1		17	39	40	39	1%
動物小計			46	2	510		492	608	305	
植物等	維管束植物	約7,000	33	8	523	491	676	255	32	24%
	維管束植物以外	約25,300	41	2	287		176	118	172	2%
	植物等小計			74	10	1301		852	373	204
合計			120	12	1811		1344	981	509	

- 注1：動物の評価対象種数（亜種等を含む）は「日本産野生生物目録（環境庁編 1993,1995,1998）」等による。  
 注2：植物等のうち、維管束植物の評価対象種数（亜種等を含む）は日本植物分類学会の集計による。  
 注3：維管束植物以外（蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）の評価対象種数（亜種等を含む）は環境省調査による。  
 注4：昆虫類、貝類、その他無脊椎動物及び維管束植物以外については、絶滅危惧Ⅰ類のうちⅠA類とⅠB類の区分は行っていない。

カテゴリーは以下のとおり。  
 絶滅 (Extinct)：わが国では既に絶滅したと考えられる種  
 野生絶滅 (Extinct in the Wild)：飼育・栽培下でのみ存続している種  
 絶滅危惧Ⅰ類 (Critically Endangered+Endangered)：絶滅の危機に瀕している種  
 絶滅危惧Ⅱ類 (Vulnerable)：絶滅の危険が増大している種  
 準絶滅危惧 (Near Threatened)：存続基盤が脆弱な種  
 情報不足 (Data Deficient)：評価するだけの情報が不足している種

出典：環境省



業を行っています（図5-3-1）。また、同法に基づき指定している全国9か所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）及び二国間渡り鳥条約等により、国際的に協力して種の保存を図るべき698種類を、国際希少野生動植物種として指定しています。

絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを、平成23年3月末現在、8か所で設置しています。

トキについては、平成22年3月に佐渡トキ保護セン

ターの野生復帰のための順化訓練施設において、トキがテンに襲われ死亡する事故が発生したことから、トキの死亡事故にかかる検証委員会からの提言を受け、施設の改善、トキ保護増殖事業全体を現地で統括する責任者の配置等を行いました。その上で、20年、21年に引き続き、22年11月に第3回目、23年3月に第4回目の放鳥を実施しました。

絶滅のおそれのある猛禽類については、良好な生息環境の保全のため、イヌワシ、クマタカ、オオタカの保護指針である「猛禽類保護の進め方」の改訂に向けた取組を進めました。また、平成23年1月に、絶滅のおそれのある種を含む鳥類等の風力発電施設における衝突について、鳥類等に与える影響を軽減できるよう、配慮すべき各種知見、資料、防止策等を「鳥類等に関

写真5-3-1 新たに捕獲・譲渡しが禁止される希少昆虫（5種のうち3種）



ヨナグニマルバネクワガタ



マルコガタノゲンゴロウ




ヒョウモンモドキ

写真：環境省

図5-3-1 主な保護増殖事業の概要


トキ（コウノトリ目 トキ科）

- 環境省レッドリストランク 野生絶滅（EW）
- 生息地 江戸時代までは日本のほぼ全域に生息
- 事業の概要
  - ・佐渡トキ保護センターでの飼育下繁殖及び国内3ヵ所で分散飼育
  - ・新潟県佐渡市において野生復帰を目指した放鳥の実施
  - ・放鳥個体のモニタリング調査



イタセンパラ（コイ目 コイ科）

- 環境省レッドリストランク 絶滅危惧IA類（CR）
- 生息地 濃尾平野、富山平野、淀川水系
- 事業の概要
  - ・関係機関と連携した密漁防止対策
  - ・地元住民向けの勉強会やパネル展示等による保全の普及啓発
  - ・岐阜県世界淡水魚園水族館等による飼育下繁殖
  - ・淀川への飼育個体の再導入を試行的に実施



ヤンバルクイナ（ツル目 クイナ科）

- 環境省レッドリストランク 絶滅危惧IA類（CR）
- 生息地 沖縄島北部（やんばる地域）
- 推定個体数 約1000羽
- 事業の概要
  - ・やんばる全域の生息状況調査
  - ・交通事故防止キャンペーンや看板の設置等による交通事故対策
  - ・飼育・繁殖の実施及び技術確立



キタダケソウ（キンポウゲ目 キンポウゲ科）

- 環境省レッドリストランク 絶滅危惧II類（VU）
- 生育地 北岳
- 推定開花個体数 約600（2000年環境省レッドデータブック）
- 事業の概要
  - ・巡視・制札・保護柵設置による盗掘防止対策
  - ・生育状況調査及び入山者への普及啓発



資料：環境省



する風力発電施設立地適正化のための手引き」として公表しました。

沖縄本島周辺海域に生息するジュゴンについては、地域住民への普及啓発を進めるとともに、全般的な保護方策を検討するため、地元関係者等との情報交換等を実施しました。

### (3) 生息域外保全

トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみで種を存続させることがむずかしい種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています(写真5-3-2)。

平成19年度から体系的な生息域外保全のあり方についての検討を行い、20年度には「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」を、22年度には「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生

写真5-3-2 飼育下で産まれたツシマヤマネコ



写真提供：福岡市動物園

復帰に関する基本的な考え方」を取りまとめました。また、生息域外保全からの野生復帰技術の確立などを目的としたモデル事業(動物3事業、植物2事業)を実施しました。

## 2 野生鳥獣の保護管理

### (1) 科学的・計画的な保護管理

長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護管理を促し、鳥獣保護行政の全般的ガイドラインとしてより詳細かつ具体的な内容を記した、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進しました。

狩猟者人口は、約53万人(昭和45年度)から約22万人(平成20年度)まで減少し、高齢化も進んでおり、被害防止のための捕獲に当たる従事者の確保が困難な地域も見られるなど鳥獣保護管理の担い手の育成及び確保が求められていることから、狩猟者等を対象とした研修事業や鳥獣保護管理に係る人材登録事業を実施しました。

各地でクマによる人身被害が多発したことから、関係省庁と連携して都道府県に対する情報提供や注意喚起等を実施しました。

特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)の技術研修会を開催し、都道府県における特定計画作成を促しました。関東地域、中部近畿地域におけるカワウについては広域協議会を、白山奥美濃地域のツキノワグマ及び関東山地のニホンジカについては連絡会議を開催し、関係者間の情報の共有を行いました。また、関東カワウ広域協議会においては、一斉追い払い等の事業を実施しました。

適切な狩猟が鳥獣の個体数管理に果たす効果等にかんがみ、都道府県及び関係狩猟者団体に対し、事故及び違法行為の防止を徹底し、適正な狩猟を推進するた

めの助言を行いました。

出水平野に集中的に飛来するナベヅル、マナヅル等の保護対策として、生息環境の保全、整備を実施しました。また、渡り鳥の生息状況等に関する調査として、**鳥類観測ステーション**における**鳥類標識調査**、ガンカモ類の生息調査、コアジサシ等の定点調査等を実施しました。

鳥獣の生息環境が悪化した鳥獣保護区の生息地の保護及び整備を図るため、浜頓別クッチャロ湖(北海道)、宮島沼(北海道)、片野鴨池(石川県)、漫湖(沖縄県)、谷津(千葉県)、浜甲子園(兵庫県)において保全事業を実施しました。

野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間行事の一環として石川県金沢市において第64回「全国野鳥保護のつどい」を開催したほか、小中学校及び高等学校等を対象として野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催しました。

### (2) 鳥獣被害対策

野生鳥獣の生態及び行動特性を踏まえた効果的な追い払い技術の開発等の試験研究、防護柵等の被害防止施設の設置、効果的な被害防止システムの整備、捕獲獣肉利活用マニュアルの作成等の対策を推進するとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることを背景として、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することに

より、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）が成立し、平成20年2月から施行されました。この法律に基づき、市町村における被害防止計画の作成を推進し、鳥獣被害対策の体制整備等を推進しました。

近年、トドによる漁業被害が増大しており、トドの資源に悪影響を及ぼすことなく、被害を防ぐための対策として、被害を受ける刺網等の強度強化を促進しました。

### (3) 鳥インフルエンザ対策

平成20年に策定した「野鳥における高病原性鳥イン

フルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づき、高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を全国で実施し、その結果を公表しました。また、17年度から行っている人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査を継続するとともに、国指定鳥獣保護区等への渡り鳥の飛来状況についてホームページ等を通じた情報提供を行いました。

平成22年10月以降、北海道、鳥取県、鹿児島県等全国各地において、野鳥や家禽の糞や死亡個体から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、都道府県等と連携して全国の野鳥の監視体制を強化しました。

## 3 外来種等への対応

### (1) 外来種対策

外来生物法に基づき、97種類の特定外来生物（平成23年3月現在）の輸入、飼養等を規制しています。また、奄美大島や沖縄本島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するジャワマングースの防除事業、小笠原諸島内の国有林でのアカギ等の**外来種**の駆除のほか、アライグマ、アルゼンチンアリ等についての防除モデル事業等、具体的な対策を進めています。さらに、生物多様性条約第10回締約国会議COP10での情報発信、外来種の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ(<http://www.env.go.jp/nature/intro/>)等での普及啓発を実施しました。

## 4 動物の愛護と適正な管理

### (1) 動物の愛護と適正な管理

**動物の愛護及び管理に関する法律**（昭和48年法律第105号）の適切かつ着実な運用を図るために策定された動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき、各種施策を総合的に推進しました。これらの施策の進捗については毎年点検を行っており、このうち、飼養放棄等によって都道府県等に引取りや収容される動物については、平成21年度の犬猫の引取り数は16年度に比べ約35%減少し、返還・譲渡数は同じく約50%増加しました。殺処分数は毎年減少傾向にあり、約23万頭（調査を始めた昭和49年度の約5分の1）まで減少しました（図5-4-2）。

### (2) 遺伝子組換え生物への対応

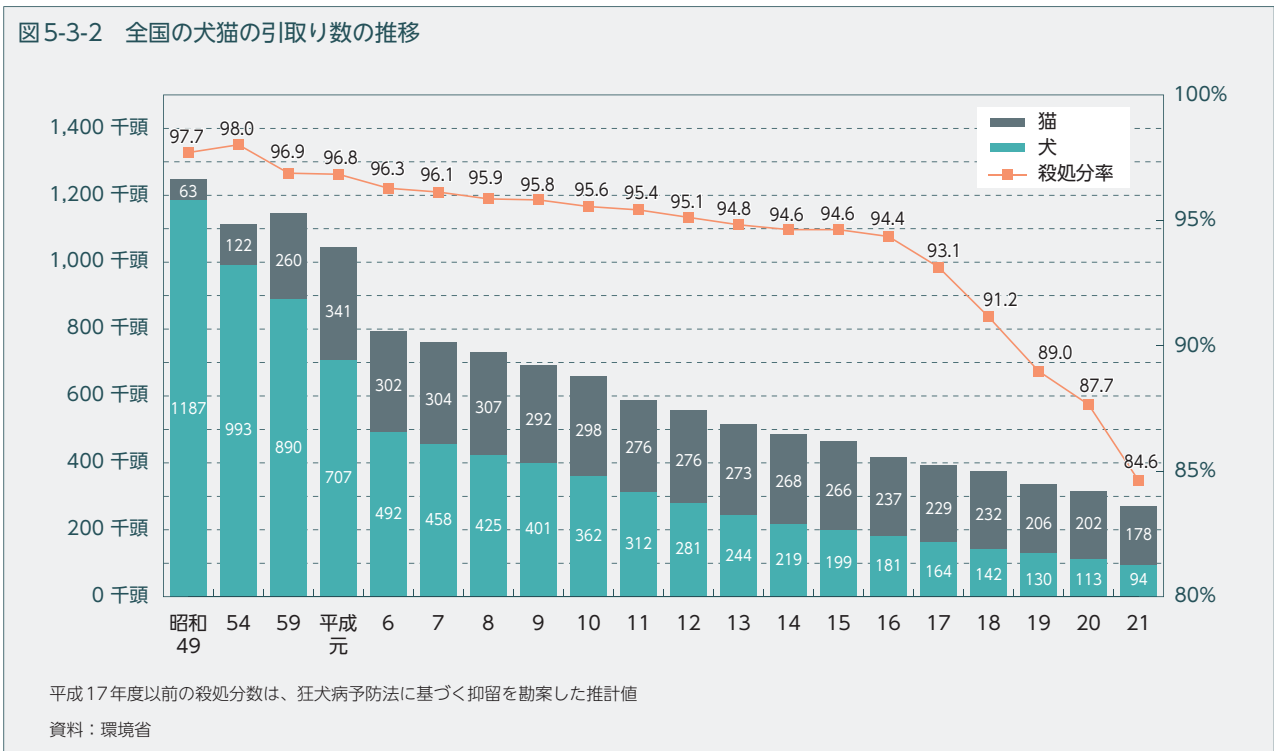
バイオセーフティに関する**カルタヘナ議定書**（以下「カルタヘナ議定書」という。）を締結するための国内制度として定められた**遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律**（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、平成23年3月末現在、172件の遺伝子組換え生物の環境中での使用について承認されています。また、**日本版バイオセーフティクリアリングハウス** (<http://www.bch.biodic.go.jp/>) を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行ったほか、主要な輸入港周辺等において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査などを行いました。

これらの動物の譲渡及び返還を促進するため、適正譲渡講習会を実施するとともに、都道府県等の収容・譲渡施設の増改築に係る費用の補助を行いました。さらに、マイクロチップによる個別識別措置を推進するため、普及啓発に係る事業を行いました。マイクロチップの登録数は年々増加しており、平成23年3月末現在累計約45万件となっていますが、犬猫等の飼養数全体から見ればまだ2%程度にすぎず、引き続き普及のための取組が必要です。

広く国民が動物の虐待の防止や適正な取扱いなどに関して正しい知識と理解を持つため、関係行政機関、団体との協力の下、“ふやさないのも愛”をテーマとして、上野公園で中央行事「動物愛護ふれあいフェスティバル」を開催したほか、104の関係自治体等において



図5-3-2 全国の犬猫の引取り数の推移



各種行事が実施されました。

**愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律**（平成20年法律第83号。ペットフード安全法）は、平成21年6月に施行され、同法に基づき22年12月から製造されるペットフードに、原材料、原産国名、賞味期限等

の5項目の表示が義務化されました。また、法律の内容と犬猫への適切な給餌方法について、講習会の開催やポスター・DVD等の作成により普及啓発を図りました。

## 5 遺伝資源等の持続可能な利用

### (1) 遺伝資源の利用と保存

医薬品の開発や農作物の品種改良など、生物資源がもつ有用性の価値は拡大する一方、熱帯雨林の減少や砂漠化の進行などにより、多様な遺伝資源が減少・消失の危機に瀕しており、貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。

農林水産分野では、関係機関が連携して、動植物、微生物、DNA、林木、水産生物などの国内外の遺伝資源の収集、保存などを行っており、植物遺伝資源24万点をはじめ、世界有数のジーンバンクとして利用者への配布・情報提供を行っています。平成21年度には、新たに植物遺伝資源約5,000点等を追加しました。また、海外から研究者を受け入れ、遺伝資源の保護と利用のための研修を行いました。

ライフサイエンス研究の基盤となる研究用動植物等のバイオリソースのうち、マウス、シロイヌナズナ等の27のリソースについて、「ナショナルバイオリソースプロジェクト」により、大学・独立行政法人理化学

研究所等において、生物遺伝資源の戦略的・体系的な収集・保存・提供を行いました。

### (2) 微生物資源の利用と保存

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源保有国との**生物多様性条約**の精神に則った国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国の企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行いました。

わが国の微生物などに関する中核的な生物遺伝資源機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構生物遺伝資源センターにおいて、生物遺伝資源の収集、保存などを行うとともに、これらの資源に関する情報(分類、塩基配列、遺伝子機能などに関する情報)を整備し、生物遺伝資源とあわせて提供しました。

### (3) バイオマス資源の利用

第3章第4節(8)コを参照。

## 第4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

### 1 生態系ネットワーク

すぐれた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する**生態系ネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)**を形成するため、平成20年度に全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の検討を開始し、21年度に「全国エコロジカル・

ネットワーク構想」を取りまとめました。また、国有林野においては、保全すべき森林生態系の核となる「保護林」相互を連結する「**緑の回廊**」の設定を進めており、22年4月現在、24か所約588千haが設定され、生態系に配慮した施業やモニタリング調査等を実施しています。

### 2 重要地域の保全

#### (1) 自然環境保全地域

**自然環境保全法**(昭和47年法律第85号)に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域と自然環境保全地域、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、わが国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

平成22年3月現在、原生自然環境保全地域として5地域(5,631ha)、自然環境保全地域として10地域(21,593ha)を指定しています。これらについて生態系の現況把握や標識の整備等を通じて、適正な保全管理に努めました。また、都道府県自然環境保全地域として541地域(77,342ha)が指定されています。

#### (2) 自然公園

##### ア 公園区域及び公園計画の見直し

**自然公園法**に基づいて指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園は、国土の14.3%を占めており(図5-4-1)、国立・国定公園にあっては、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び**公園計画**の見直しを行っています。

国立・国定公園について、自然環境や社会状況の変化及び風景評価の多様化に対応して、国立・国定公園の資質に関する総点検を行い、平成22年10月にその成果を取りまとめ、公表しました。その結果、新たな国立・国定公園の指定又は大規模な拡張を行う候補地として、鹿児島県の奄美群島や沖縄県のやんばる地域等を含む、18地域が選定されました。全国的に国立・国定公園の候補地を検討し、公表するのは昭和46年以来39年ぶりであり、科学的データに基づく分析は初めてのことです。候補地については、今後、利用のあり方、

権利関係等を含め調査、調整等を行い、これらを踏まえて10年間を目途に具体的な区域の指定を検討します。

平成22年度は、知床国立公園、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園、上信越高原国立公園、白山国立公園、蔵王国定公園、八ヶ岳中信高原国定公園及び愛知高原国定公園の8国立・国定公園において公園区域及び公園計画の見直しを実施しました。特に、上信越高原国立公園の須坂・高山地域は、昭和24年の指定以来、初めての全般的な見直しとなり、風衝地、亜高山帯針葉樹林等を含む1,765haについて、普通地域から特別地域へ変更し、保護の強化を図りました。また、平成21年の自然公園法の改正によって創設された生態系維持回復事業を知床、尾瀬及び白山国立公園に追加し、シカ及び外来植物による生態系被害に総合的かつ順応的な対策を実施できるようにしました。

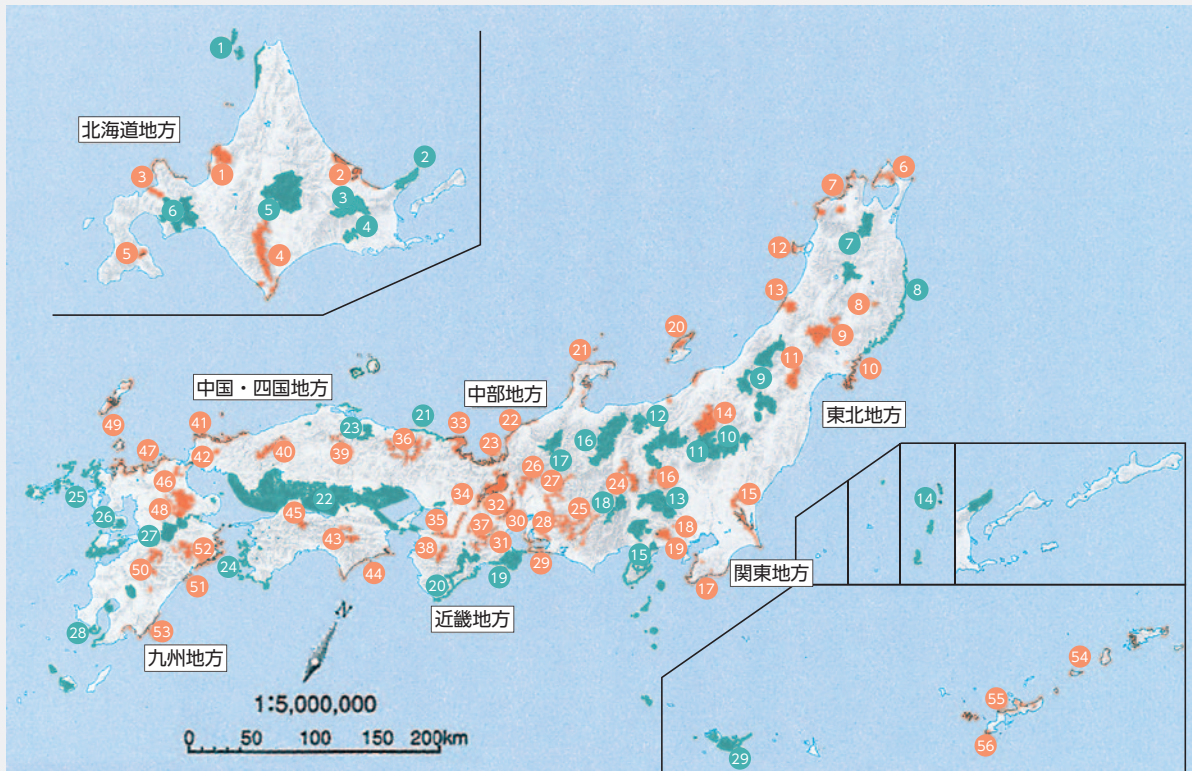
##### イ 自然公園の管理の充実

生態系維持回復事業制度については、生態系維持回復事業計画を平成23年3月現在、知床国立公園、尾瀬国立公園、白山国立公園で関係省が共同して策定しました。計画に基づきシカによる自然植生等への食害対策や**外来種**防除対策を実施しました。生態系を適切に管理していくために、国立公園のうち重点的な対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、外来種による生態系被害の調査モニタリング及び防除計画を策定し、外来種防除事業により外来種の密度を減少させて固有の生態系の維持・回復を図る取組を行いました。また、国立・国定公園内の植生や自然環境の復元等を目的とし、釧路湿原国立公園などにおいて、植生復元施設や自然再生施設等の整備を推進しました。

国立公園のうち自然保護上特に重要な地域を対象に、厳正な保護を図るため民有地の買い上げを行いました。また、アクティブ・レンジャーを全国に配置し、現場



図5-4-1 国立公園及び国定公園の配置図



国立公園		国定公園	
1 利尻礼文サロベツ	20 吉野熊野	1 暑寒別天売焼尻	20 佐渡弥彦米山
2 知床	21 山陰海岸	2 網走	21 能登半島
3 阿寒	22 瀬戸内海	3 二セコ積丹小樽海岸	22 越前加賀海岸
4 釧路湿原	23 大山隠岐	4 日高山脈襟裳	23 若狭湾
5 大雪山	24 足摺宇和海	5 大沼	24 ハヶ岳中信高原
6 支笏洞爺	25 西海	6 下北半島	25 天竜奥三河
7 十和田八幡平	26 雲仙天草	7 津軽	26 揖斐関ヶ原養老
8 陸中海岸	27 阿蘇くじゅう	8 早池峰	27 飛騨木曾川
9 磐梯朝日	28 霧島屋久	9 栗駒	28 愛知高原
10 日光	29 西表石垣	10 南三陸金華山	29 三河湾
11 尾瀬		11 蔵王	30 鈴鹿
12 上信越高原		12 男鹿	31 室生赤目青山
13 秩父多摩甲斐		13 鳥海	32 琵琶湖
14 小笠原		14 越後三山只見	33 丹後天橋立大江山
15 富士箱根伊豆		15 水郷筑波	34 明治の森箕面
16 中部山岳		16 妙義荒船佐久高原	35 金剛生駒紀泉
17 白山		17 南房総	36 氷ノ山後山那岐山
18 南アルプス		18 明治の森高尾	37 大和青垣
19 伊勢志摩		19 丹沢大山	38 高野龍神
			39 比婆道後帝釈
			40 西中国山地
			41 北長門海岸
			42 秋吉台
			43 剣山
			44 室戸阿南海岸
			45 石鎚
			46 北九州
			47 玄海
			48 耶馬日田英彦山
			49 彦岐対馬
			50 九州中央山地
			51 日豊海岸
			52 祖母傾
			53 日南海岸
			54 奄美群島
			55 沖縄海岸
			56 沖縄戦跡

資料：環境省

管理の充実に努めました。

地域との連携による公園管理については、**自然公園法**に基づく**公園管理団体**に、平成22年3月末現在、国立公園で5団体と国定公園で2団体が指定されています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、シマフクロウやライチョウ等の貴重な野生生物の保護対策、オオハンゴンソウやウチダザリガニ等の外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修

等の作業を「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業」により行いました。

#### ウ 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗入れの増大により、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等が生じているため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、平成22年度には、大雪山国立公園の高原温泉や中部山岳国立公園の上高地等の18国立公園・29地区において、自

家用車に代わるバス運行等の対策を地域関係機関との協力の下、実施しました。

国立公園等の山岳地域における環境浄化及び安全対策を図るため、山小屋事業者等がし尿・廃水処理施設等の整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、平成22年度は北アルプス等の山小屋のし尿処理施設の整備を実施しました。

### (3) 鳥獣保護区

**鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律**（平成14年法律第88号）に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要がある区域を国指定鳥獣保護区に指定しています。平成22年度は、祇苗島（ただなえじま）、大野原島、冠島・杓島（くつじま）、枇榔島（びろうじま）、与那国を新たに指定し、平成23年3月末現在、全国の国指定鳥獣保護区は77か所、569,245ha、同特別保護地区は67か所、146,552ha、同特別保護指定地域は2か所、1,159haとなっています（写真5-4-1）。

### (4) 生息地等保護区

**種の保存法**に基づき、国内希少野生動物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定して

おり、平成23年3月末現在、全国の生息地等保護区は9か所、885ha、このうち管理地区は9か所、385haとなっています。

### (5) 名勝（自然的なもの）、天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、日本の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物、地質鉱物等で学術上価値の高いものを天然記念物に指定しており、平成23

写真5-4-1 カンムリウミスズメの親鳥とヒナ  
（世界最大の繁殖地枇榔島（びろうじま））



写真提供：宮崎県門川町



表5-4-1 数値で見る重要地域の状況

保護地域名等	地域区分等	年月	箇所数等
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域の箇所数及び面積	H23.3	5地域 (5,631ha)
	自然環境保全地域の箇所数及び面積		10地域 (21,593ha)
国立公園	箇所数、面積	H23.4	29公園 (2,088千ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		58.7% (1,226千ha)
	特別保護地区の割合、面積		13.3% (278千ha)
	海域公園地区の地区数、面積		51地区 (2,676ha)
国定公園	箇所数、指定面積	H23.4	56公園 (1,362千ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		88.2% (1,201千ha)
	特別保護地区の割合、面積		4.9% (66千ha)
	海域公園地区の地区数、面積		31地区 (1,381ha)
国指定鳥獣保護区	箇所数、指定面積	H23.3	77か所 (569千ha)
	特別保護地区の箇所数、面積		67か所 (147千ha)
保安林	面積（実面積）	H22.3	11,964千ha
保護林	箇所数、面積	H22.4	843箇所 (78万ha)
文化財	名勝（自然的なもの）の指定数（特別名勝）	H23.3	152（12）
	天然記念物の指定数（特別天然記念物）		985（75）
	重要文化的景観		19件

資料：環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省

年3月現在、名勝(自然的なもの)は152件(うち特別名勝12件)、天然記念物は985件(うち特別天然記念物75件)を指定しています。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して、特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業など25件について再生事業を実施しました。

### (6) 保護林、保安林

国有林野においては、原生的な森林生態系や貴重な野生動植物の生息・生育地等について、「保護林」の設定等を推進しました。平成22年4月現在で843か所、

約78万haの「保護林」が設定され、モニタリング調査等による適切な保全・管理を推進しました。

### (7) 景観の保全

景観の保全に関しては、**自然公園法**によってすぐれた自然の風景地を保護しているほか、**景観法**(平成16年法律第110号)に基づき、平成23年3月現在、270団体が景観計画が定められています。また、文化財保護法により、21年3月現在、人と自然との関わりの中で作り出されてきた重要文化的景観を19地域選定しています。

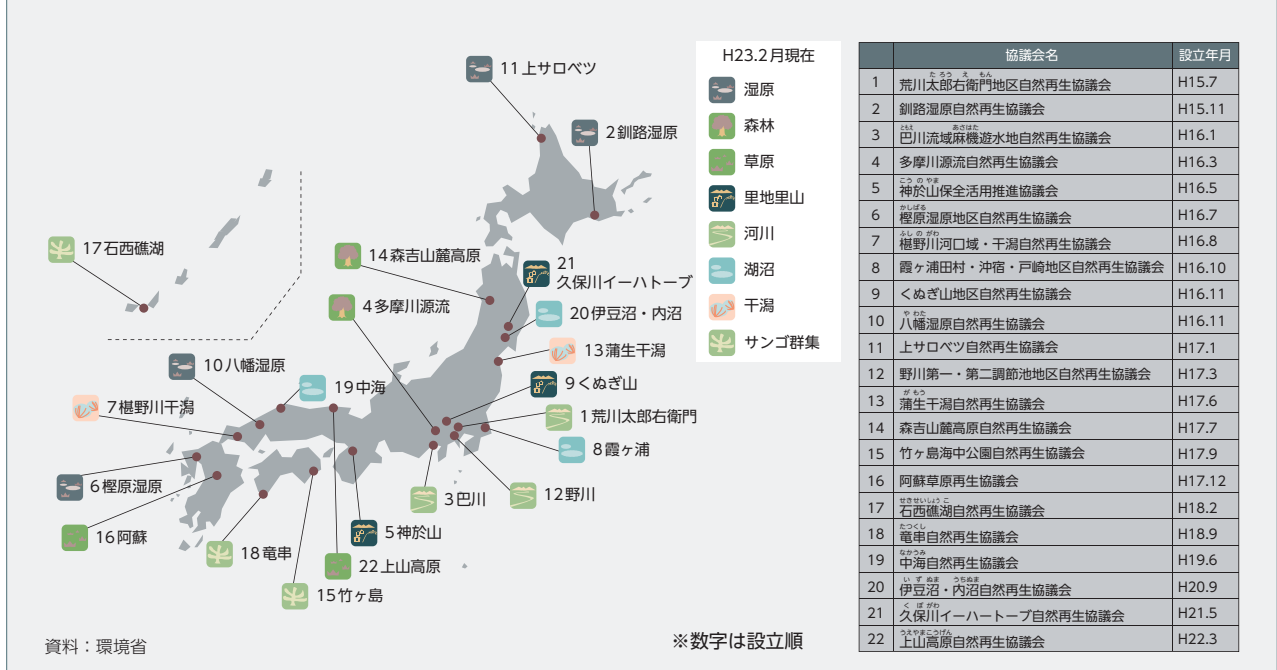
## 3 自然再生の推進

**自然再生推進法**(平成14年法律第148号)に基づく自然再生協議会は、平成23年3月末現在、全国で22か所となっています(図5-4-2)。すべての協議会で自然再生全体構想が作成され、うち15か所で自然再生事業実施計画が作成されています。

平成22年度は、国立公園における直轄事業7地区、

自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業9地区の計16地区で自然再生事業を実施しました。これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習などを行いました。

図5-4-2 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の全国位置図



## 4 農林水産業

農林水産業は自然の循環機能を利用するとともに、多くの生きものに対して貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持に貢献しており、持続可能な農林水産業の維持・発展のためにはその基盤である生物多様性の保全は不可欠です。

このため、「農林水産省生物多様性戦略」(平成19年7月)に基づき、①田園地域・**里地里山**の保全(環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等)、②森林の保全(適切な間伐等)、③里海・海洋の保全(藻場・干潟の造成、維持・管理等)など生



物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進しました。

これらの関連施策を効果的に推進するため、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に測る指標の開発を進めました。

## 5 里地里山・田園地域

### (1) 里地里山

里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などを構成要素としており、人為による適度なく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。希少種が集中して分布している地域の半数近く以上が里地里山に含まれています。

平成22年9月、多様な主体による保全活用を国民的運動として展開することを目的として、「**里地里山保全活用行動計画**」を策定しました。また、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、ホームページ等により活動場所や専門家の紹介等を行うとともに、研修会等を開催し里地里山の保全・活用に向けた活動の継続・促進のための助言等の支援を実施しました。

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結による持続的な管理や市民への公開などの取組を推進しました。

棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する文化的景観保護推進事業を実施しました。

上下流連携いきいき流域プロジェクトにより、里山林等における森林保全活動や多様な利用活動への支援を実施しました。

### (2) 田園地域

農業農村整備事業においては、環境との調和への配慮の基本方針に基づき事業を実施するとともに、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に

農林水産省生物多様性戦略検討会の提言(平成20年7月)を受け、地域の生きものを通して生物多様性保全の取組を分かりやすく伝える「生きものマーク」を活用し、生物多様性保全に貢献する農林水産業への理解の促進を図りました。

行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。農村地域の生物や生息環境の情報の調査・地理情報化を行い、生物の生息・生育地と水路等の農業用施設との**生態系ネットワーク化**を図る技術の開発を進めました。また、地域の生態系を代表する種を「保全対象種」として示し、農家や地域住民の理解を得ながら生物多様性保全の視点を取り入れた基盤整備事業を推進しました。

また、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っているNPO等に対し支援を実施するとともに、農業生産活動と調和した自然環境の保全・再生活動の普及・啓発のため、「田園自然再生活動コンクール」を実施し、活動上の新たな課題に対する技術的支援を行いました。

棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮していくため、棚田等の保全・利活用活動を推進したほか、農村の景観や環境を良好に整備・管理していくために、地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動(グラウンドワーク)の推進を図るための事業を行いました。また、地域の創意と工夫をより生かした「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進しました。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の育成等を推進するとともに、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針に即し、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、栽培技術の体系化の取組を支援しました。

## 6 森林

森林のもつ多面的機能を持続的に発揮させるため、多様な森林づくりを推進しました。また、森林の保全を図るため、特に公益的機能の発揮が必要な森林を保安林に指定し、伐採・転用等の規制を行うとともに、豪雨や地震等による山地災害の防止を図るため、周辺の生態系に配慮しつつ荒廃地等の復旧整備や機能の低

い森林の整備等を行う治山事業を計画的に実施したほか、松くい虫等の病害虫や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策や森林保全推進員による森林パトロールの実施、啓発活動等を推進しました。

森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図



るため、企業、森林ボランティア等広範な主体による森林づくり活動、全国植樹祭等国土緑化行事及び「みどりの日」・「みどりの月間」を中心に行う緑化運動、巨樹・巨木林や里山林等身近な森林・樹木の適切な保全・管理のための技術開発及び普及啓発活動を支援するとともに、森林でのさまざまな体験活動を通じて、森林のもつ多面的機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。

森林の状態とその変化の動向を継続的に把握するための森林資源モニタリング調査を実施するとともに、これまでのデータを活用して動態変化を解析する手法の検討を行いました。

## 7 都市

### (1) 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地の指定や緑地協定の締結を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進しました。

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動」期間（4～6月）、「都市緑化月間」（10月）を中心に、

COP10の日本開催等を契機として、**生物多様性国家戦略2010**や平成21年7月に取りまとめられた「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」に基づき、森林生態系の調査のほか、森林の保護・管理技術の開発など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進するとともに、わが国における森林の生物多様性保全に係わる取組を国内外に発信しました。

国有林野については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の方針の下で、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目した多様な森林施業を推進しました。また、野生鳥獣との共存に向けた個体数管理等の総合的な対策を実施しました。

普及啓発活動を実施しました。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の保全・再生・創出を図りました。

### (2) 都市公園の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備を支援する「都市公園等事業」を実施しました。

### (3) 国民公園及び戦没者墓苑

旧皇室苑地として広く一般に利用され親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、その環境を維持するため、施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行いました。

## 8 河川・湿原

### (1) 河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース（<http://www3.river.go.jp/IDC/index.html>）として公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探るために、河川生態学術研究を進

めました。

地域住民やNPO、関係機関等と連携を図りながら、河川や乾燥化傾向にある湿地や干潟などの再生を進めることにより、生物の良好な生息・生育環境を復元しています。また、平成18年10月に策定した「多自然川づくり基本方針」及び20年3月に策定した「中小河川に関する河道計画の技術基準」に基づき、より一層、河川環境の保全と創出に向けた取組を推進しました。さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全・復元

の目的を徹底しました。

## (2) 湿地の保全・再生

湿原等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿原などは全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、すでに失われてしまった湿地の再生・修復の手だてを講じることが必要です。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約（以下「ラムサール条約」という。）に関しては、国内に37か所のラムサール条約湿地を指定しています。また、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、国内の500か所の湿地を「重要湿地500」として選定しています。これらの湿地とそ

の周辺における保全上の配慮の必要性について普及啓発を進めました。

過去の開発等により失われた河川などの良好な自然環境の保全・再生を図るため、20年は、釧路川等37水系において湿地等の整備に取り組みました。

## (3) 土砂災害対策に当たっての環境配慮

生物多様性を保全しながら土砂災害から住民の安全・財産を守る砂防事業を進めるため、六甲地区等、都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を整備しました。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工などを実施しました。

# 9 沿岸・海洋

## (1) 沿岸・海洋域の保全

海洋基本法（平成19年法律第33号）に基づく海洋基本計画の策定を受けて、海洋生物多様性保全戦略を策定し、わが国における海洋保護区の考え方を提示しました。

ウミガメの産卵地となる海浜については、**自然公園法**に基づく乗入れ規制地区に指定されている地区においてオフロード車等の進入を禁止するなどにより保護を図りました。

有明海・八代海における海域環境調査、東京湾における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した生物調査、水産資源に関する調査や海域環境情報システムの運用等を行いました。

サンゴ礁保全の総合的な取組を推進するためのサンゴ礁生態系保全行動計画を策定しました。

## (2) 水産資源の保護管理

水産資源の保護・管理については、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、①保護水面の管理等、②「資源回復計画」の作成・実施、③外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、④ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等調査、⑤ウミガメ（ヒメウミガメ、オサガメ）、鯨類（シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、スナメリ、コククジラ）及びジュゴンの原則採捕禁止等、⑥減少の著しい水生生物に関するデータブックの掲載種に係る現

地調査及び保護手法の検討、⑦サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進、⑧混獲防止技術の開発等を実施しました。

## (3) 海岸環境の整備

海岸保全施設の整備においては、海岸法の目的である防護・環境・利用の調和に配慮した整備を実施しました。

## (4) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行いました。また、海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁港区域内の汚泥・ヘドロの除去等の整備を行う水域環境保全対策を2地区で実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業」を全国11地区で実施しました。また、藻場・干潟の保全等を推進するとともに、漁場環境を保全するための森林整備に46都道府県で取り組みました。さらに、木材利用率が高い増殖礁の開発や漁場機能を強化する技術の開発・実証に全国14地区で取り組みました。加えて、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心としたサンゴ増殖技術の開発に取り組みました。



## 第5節 地球規模の視野を持って行動する取組

### 1 国際的取組

#### (1) 生物多様性条約

##### ア COP10の開催

2010年(平成22年)10月に愛知県名古屋市で開催されたCOP10に向け、多様な主体間の情報の共有、意見交換、連携の促進などを図るため、21年2月に設置した「生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する円卓会議」を、22年度に2回開催しました。また、COP10に向けて政府が一体となった取組を進めるため、関係省庁の副大臣及び政務官からなる「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に関する関係副大臣等会議」を開催するとともに、関係省庁が合同で設置した「生物多様性条約COP10日本準備事務局」において会場設営や運営に係る業務を行いました。

国際的には、条約の補助機関会合や作業部会での事前交渉や開催支援等を行ったほか、平成22年9月にニューヨークで開催された国際生物多様性年に貢献する国連総会ハイレベル会合等に出席し、COP10の成功に向け協力を呼びかけるとともに各国との協議を実施しました。

遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する議定書については、平成22年3月にカリ(コロンビア)で開催された第9回ABS作業部会において、ABS議定書の結論を得ることが出来なかったため、7月にモンリオール(カナダ)で追加で開催されることになった第9回ABS作業部会再開会合、9月にモンリオール(カナダ)で開催された第9回ABS作業部会少人数交渉会合を開催するための必要経費について、COP10議長国として各締約国がABSの議論を尽くすことに貢献できるように我が国が負担しました。

COP10において、わが国は議長国として条約事務局と協力しつつ会議の運営及び議論の取りまとめに尽力し、その結果、2011年以降の条約の戦略計画(愛知目標)、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書をはじめ、全体で47の決定事項が採択されました。

##### イ COP10決定事項の実施支援

COP10の各種決定事項をはじめ生物多様性条約の実施を進めていくためには、途上国への資金や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されました。このため、我が国は、COP10議長国として、愛知目標の達成にむけた途上国の能力養成等を支援するため、

生物多様性日本基金として平成22年度、10億円を条約事務局に拠出しました。

また、ABSに関する名古屋議定書の採択を受け、同議定書の早期発効に貢献するため、遺伝資源の自然生息地の保全、遺伝資源等に関する途上国への技術移転を内容とする新たな基金を世界銀行に設置し、10億円の拠出を行いました。本基金は、名古屋議定書第10条に基づく地球規模多国間利益配分制度の必要性の検討に資するパイロット的な事業として実施される予定です。

##### ウ SATOYAMAイニシアティブ

世界的なレベルで進行する生物多様性の損失を減少させるためには、原生的な自然を保護するだけでなく、農林水産業など、人間活動の影響を受けて形成・維持され、世界中に広範囲に分布する二次的な自然環境において人間活動と生物多様性の保全の両立を図ることも重要です。このため、二次的な自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を推進していくための取組を、「SATOYAMAイニシアティブ」としてCOP10で提案・発信するとともに、情報の共有や研究等を推進するための「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPS)」を発足させました。また、COP10において、締約国会議としてSATOYAMAイニシアティブを生物多様性及び人間の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなりうるものとして認識し、締約国その他の政府及び関連する機関に対して、SATOYAMAイニシアティブを更に発展させるためにIPSへの参加を勧奨すること等を含む決定が行われました。さらに、平成23年3月には、IPSの第1回総会を愛知県名古屋市で開催し、運営委員会のメンバーの選出やIPSの下で行う共同活動の承認等をおこないました。

#### (2) カルタヘナ議定書

国内担保法であるカルタヘナ法に基づき、議定書で求められている遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を実施しました。また、わが国はCOP10の直前、平成22年10月に開催されたカルタヘナ議定書の第5回締約国会議(COP-MOP5)の議長を務めました。同会議において、遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の「責任と救済」に関して、締約国が講じるべき措置を規定した「名古屋・クアラルン

プール補足議定書」が採択されました。

### (3) ラムサール条約

ラムサール条約に基づき、国際的に重要な湿地として、平成23年3月末現在、全国で37か所が登録されています。これらの条約湿地の保全と賢明な利用に向けた取組を進めるとともに、ラムサール条約湿地候補地の追加に向けた見直しを行い、平成22年9月に、ラムサール条約湿地の国際基準を満たす潜在候補地172か所を公表しました。また、東南アジア諸国に対する国際的に重要な湿地の特定、保全及び賢明な利用に向けた協力等を行いました。

### (4) ワシントン条約

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Ⅰに掲げる種については、国内での譲渡し等の規制を行っています。また、関係省庁、関連機関が連携・協力し、インターネット取引を含む条約規制対象種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。

### (5) 世界遺産条約

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）に基づく世界遺産一覧表に、屋久島、白神山地及び知床が記載されています。これらの世界自然遺産について、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により適正な保全・管理を実施しました。平成22年6月に、知床及び屋久島に続いて、白神山地について専門家で構成される科学委員会を立ち上げ、わが国の全ての世界自然遺産地域について科学的な保全・管理を進めるための体制を整えました。

平成22年1月に世界遺産センターに推薦書を提出した小笠原諸島については、関係機関等と連携し、世界遺産の評価機関である国際自然保護連合の専門家による現地調査を、平成22年7月に受け入れ、その後の追加情報の要請等に適切に対応しました。また、国内候補地である琉球諸島（トカラ列島以南の南西諸島が検討対象）については、関係する地域の人たちの協力を得ながら世界的に優れた自然環境の価値を保全するための方策を検討しました。

### (6) 南極条約

南極地域は、地球上で最も人類の活動による破壊や汚染の影響を受けていない地域であり、地球環境研究の場等としてかけがえのない価値を有しています。近年は基地活動や観光利用の増加による環境影響の増大も懸念されています。

南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平

和的利用と科学的調査における国際協力の推進を目的として昭和36年に発効した「南極条約」に始まり、続いて、南極の環境や生態系の保護を目的とした「環境保護に関する南極条約議定書」が平成10年に発効しました。

わが国は、南極条約の締約国として、「環境保護に関する南極条約議定書」を適切に実施するため制定された「南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）」に基づき、南極地域における観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、ホームページ等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行いました。また、毎年開催される「南極条約協議国会議」に参加し、南極特別保護地区の管理計画や、非在来種の移入防除方法など、南極における環境の保護の方策について議論を行いました。また、平成21年度に実施した議定書第14条に基づく査察の報告書をまとめました。

### (7) 砂漠化対処条約

砂漠化とは、国連の砂漠化対処条約において、「乾燥地域における土地の劣化」と定義されています。乾燥地域は地表面積の約41%を占めており、その10~20%はすでに劣化（砂漠化）しており、乾燥地域に住む1~6%の人々（約2千万~1億2千万人超）が砂漠化された地域に住んでいると推定されています。砂漠化の原因として、干ばつ・乾燥化等の気候的要因のほか、過放牧、過度の耕作、過度の薪炭材採取による森林減少、不適切な灌漑による農地への塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上国における人口増加、貧困、市場経済の進展等の社会的・経済的要因が関係しています。

平成8年に発効した砂漠化対処条約（UNCCD）では、加盟している開発途上国は砂漠化対処のための行動計画を作成し、先進国がその支援を行うことで砂漠化対策に取り組んでいます。わが国も平成10年に条約を受諾し、締約国会議に参画・貢献すると共に関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ国際的な取組を推進しています。また、米国に次ぐ規模の拠出国としてその活動を支援しています。

このほか、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査などを行ったほか、JICA等を通じ、農業農村開発、森林保全・造成、水資源保全等のプロジェクト等を実施しました。

### (8) 二国間渡り鳥条約・協定

米国、オーストラリア、中国、ロシア及び韓国との二国間の渡り鳥条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ、オオワシ、ズグロカモメ等に関する共同調査を引き続き実施するとともに、



平成22年11月に新潟県において、オーストラリア、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥等保護協定等会議を開催し、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換を行いました。

### (9) アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」の活動として、アジア太平洋地域におけるツル、ガンカモ、シギ・チドリ類等の渡り性水鳥の保全を進めました。

### (10) 国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI)

平成22年6月に、プーケット(タイ)で第6回ICRI東アジア地域会合を開催し、東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010を策定しました。作成したアジア・オセアニア地域のサンゴ礁分布図をホームページ上で公開しました。

### (11) 持続可能な森林経営と違法伐採対策

世界の森林は、陸地の約31%を占め、面積は約40億haに及びますが、2000年(平成12年)から2010年(平成22年)にかけて、年平均1,300万haの割合で減少しました(増加分を差し引いて年520万haの純減)。特に、熱帯林が分布するアフリカ地域、南アメリカ地域及びアフリカ地域で森林の減少が続いています(第1部図3-2-3参照)。このような森林減少・劣化は、地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与えています。

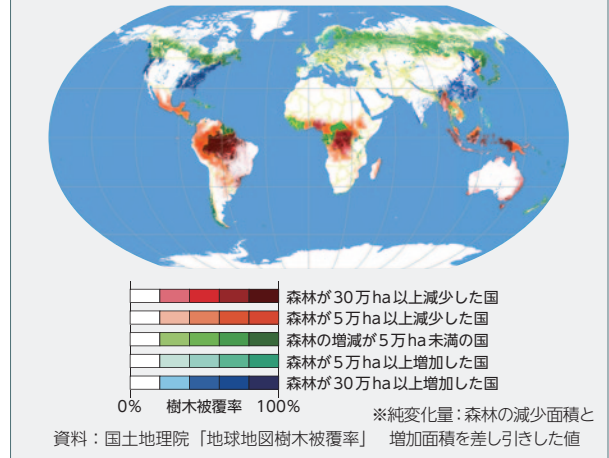
森林減少の原因として、プランテーション開発等農地への転用、非伝統的な焼畑農業の増加、燃料用木材の過剰採取、森林火災等が挙げられます。また、違法伐採など不適切な森林伐採が森林を劣化させ、森林減少の原因を誘発していることも大きな問題となっています。

このような森林減少・劣化を抑制するためには、持続可能な森林経営を実現する必要があります。

平成4年の地球サミットにおいて、森林原則声明及びアジェンダ21が採択され、以降、世界の森林の持続可能な経営に関する国際的な議論が行われています。わが国は、これらの議論に参画・貢献するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図るなどして国際的な取組を推進しています。

わが国は、持続可能な森林経営の進ちょく状況を客観的に把握・分析・評価するための「基準・指標」を作成・適用する取組として、欧州以外の温帯林等を対象とした「モントリオール・プロセス」に参加しており、平成19年1月より事務局を務めるなど、積極的に取り組んでいます。

図5-5-1 世界の森林面積の国別純変化量 (2000年～2010年)



平成23年1月から2月にかけてニューヨークで開催された国連森林フォーラム (UNFF) 第9回会合では、「人々、生活、貧困撲滅のための森林」をテーマに、森林に関する4つの世界的な目標の達成状況及び「すべてのタイプの森林に関する法的拘束力を持たない文書(NLBI)」の実施状況の評価、持続可能な森林経営の実施手段(資金提供、技術移転等)のあり方等について検討が行われました。会期中に開催された閣僚級会合では、2011年国際森林年の公式開幕式典が開催されるとともに、持続可能な森林経営とその推進の重要性や、国際協力等の今後の取組について明らかにした閣僚宣言が採択されました。

平成22年12月に横浜で開催された第46回国際熱帯木材機関(ITTO)理事会では、熱帯木材貿易の発展や持続可能な熱帯林経営を促進するための事業・活動が承認されました。また、ITTOによる2010年の国際生物多様性年の活動報告や2011年国際森林年における活動計画の説明がなされました。

また、特に持続可能な森林経営の阻害要因の一つとなっている違法伐採については、平成10年のバーミンガム・サミット以降、国際的な議論が行われていますが、わが国では、平成18年4月から、この対策として、**国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律**(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)により、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象とする措置を実施しています。

さらに、IPCC第4次評価報告書では、森林減少及び土地利用の変化に伴う人為的な温室効果ガス排出量が全体の17%を占めるとされており、地球温暖化対策の観点からも森林減少を防止することが極めて重要であるとの認識から、平成19年12月にバリで開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議の機会を捉え、世界銀行による「森林炭素パートナーシップファシリティ (FCPF)」が設立されました。わが国は1千万ドルの資金拠出を行い、この活動を支援しています。

上記の取組のほか、ITTO、国連食糧農業機関(FAO)等の国際機関への拠出、独立行政法人国際協力機構

(JICA)等を通じた協力、独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金等を通じた民間団体の植林活動等へ

の支援、熱帯林における生態系管理に関する研究等を行いました。

## 2 情報整備・技術開発

### (1) 生物多様性の総合評価

わが国の生物多様性の現状と傾向を社会的な側面も含めて総合的に評価・分析するため、平成20年度より生物多様性総合評価検討委員会を設置し、22年5月に報告書を公表しました。また、国土の生物多様性の損失を防止するための目標の達成状況を評価するうえで重要となる指標の設定に向け、国土の生物多様性の状況や変化の空間的な分析・評価方法に関する検討を行いました。

### (2) 自然環境調査

わが国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する**自然環境保全基礎調査**や、さまざまな生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する**重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）**等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

自然環境保全基礎調査における植生調査では、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した植生図を作成しており、わが国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報となっています。平成22年度は、全国の約55%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。特定哺乳類生息状況調査では、シカやクマ等を対象として、全国的な個体群動向の把握を行いました。

モニタリングサイト1000では、森林・草原、**里地里山**、陸水域(湖沼及び湿原)、沿岸域(砂浜、磯、**干潟**、アマモ場、**藻場**及びサンゴ礁)、小島嶼の各生態系について、合計約1000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施しています。高山帯においては、平成21年度の試行調査の結果を踏まえ、新たに3サイトを含む計5サイトで本格的に調査を開始しました。

平成20年度から身近な生き物の発現日や分布の情報を全国から収集する、市民参加型調査(愛称「いきものみつけ」)を実施しています。22年度は、本事業の成果発表をはじめ、全国で参加型調査に取り組んでいる自治体・団体が集まり、得られた生物情報の役立て方などについて語り合う「いきものみつけシンポジウム」を開催しました。

### (3) 地球規模生物多様性モニタリングなど

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化などを推進するアジア太平洋生物多様性観測ネットワーク(AP-BON)への支援を行いました。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする事業である東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII)において、絶滅危惧種や渡り鳥の情報提供のためのウェブサイト作成及びサンゴ・植物等の分類研修を実施しました。

生物多様性に関する科学及び政策の連携の強化を目的とした「**生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)**」の創設に向けた国際的な議論に積極的に参画しました。

### (4) 研究・技術開発など

生物多様性と生態系サービスの損失に関する経済分析を行う国際的取組である「**生態系と生物多様性の経済学(TEEB)**」について、COP10での最終報告に向けた支援を行うとともに、TEEBと連携し、生物多様性の経済評価に関する政策研究を実施しました。

生物多様性保全に必要な技術開発や応用的な調査研究の推進を目的として、平成21年度より「生物多様性関連技術開発等推進事業」を開始し、「自然環境モニタリングネットワーク及び野生鳥獣行動追跡技術の研究開発」及び「侵略的外来中型哺乳類の効果的・効率的な防除技術の開発」の2件を実施しました。

独立行政法人国立科学博物館において、「生物多様性ホットスポットの特定と形成に関する研究」などの調査研究を推進するとともに、約394万点の登録標本を保管し、これらの情報をインターネットで広く公開しました。また、GBIF(地球規模生物多様性情報機構)の日本ノードとして、国内の自然史系博物館と協働で、標本資料情報を国際的に発信しました。さらに「かはく生物多様性シリーズ2010」として様々な企画展や講座、体験教室を実施したほか、COP10サイドイベントや屋外展示に参画しました。



